

認識している。今後、民営化の実現に向け鋭意努力していきたい。また、道の駅構想との関係については、市内での検討や足利市「道の駅」建設協議会の協議結果などを踏まえ、議会と協議しながら検討していきたい。

問 足利赤十字病院及び「子ども

のための施設」等の完成後の交通事情等を踏まえ、西部地区に北関東自動車道スマートIC（ハイウェイ・オアシス）の建設が必要である。早急に国、県との連携を図るべきではないか。

市長 スマートICの設置について、まずは国・県・NEECO東

日本と設置のための意見交換や情報収集を行っていききたい。また、ハイウェイ・オアシスは、道路区域外の都市公園及び地域振興施設等であることから、スマートICとあわせて研究を進めていきたいと考えている。



自民ネクスト 収 原 議員

問 道の駅については、市内検討

会及び建設協議会で検討されたものの、いまだ議会で候補地を決定していない状況である。また、多くの市民から道の駅建設に対し懐疑的な意見を聞く。この際、本事業の見直しを提案するが、考え方を聞きたい。

市長 足利市「道の駅」建設協

議会の中では、市内の関係団体や関係機関等から、道の駅を整備するに当たっての施設内容や運営方法など具体的で建設的な意見が出ている。これらの意見を参考にして、今後、議会と協議していきたい。

市長が掲げている「足利再生プラン」について問う！



市民ネット 小林 克之 議員

問 平成25年第2回臨時会にお

ける市長の所信表明の中で、産業施策が足利再生の最優先課題であると述べているが、市長が目指す産業施策は、前市長が取り組んできた施策とどのように違つか聞きたい。

市長 私には、国や県との太い

パイプがある。また、全国に2千人を越える新聞記者時代の仲間が散らばっており、情報を察知できるネットワークがある。これらのネットワークを最大限に活用し、産業振興を進めることができる点が、大きな違いであると考えている。

問 教育・子育て輝きプランの中

で掲げている「放課後児童クラブの時間延長と対象学年を6年生まで拡大」についての取り組み構想を聞きたい。

市長 現在、市内には41カ所

の放課後児童クラブがあり、28クラブが6年生まで受け入れている。

また、受け入れ時間については、午後6時までが14クラブ、6時30分以降が27クラブである。すべての児童クラブでの6年生までの受け入れと時間延長については、総合的に検討する必要がある。今年度、小学生の放課後児童クラブの利用希望調査を実施する予定であるので、その調査結果を踏まえ、今後の市全体の構想について検討していきたい。



問 行政経営改革3本の矢の行財

政の姿勢の中に「公契約条例制定に向けた取り組みを推進」を掲げている。これは早期に制定すべきと考えているが、具体的な見解を聞きたい。

市長 公契約条例の趣旨につい

ては、賛同すべき点も多いことから、今後、国における法整備の状況や県及び他市の動向について注視していく。また、先進自治体の運用状況やその効果等について、さらに調査研究を進めるなど、制定に向けた取り組みを推進していきたい。

公明党議員会代表質問

小林 克之 議員

- 市長の政治姿勢について
- ・市長になって感じた本市の現状
- ・所信表明での産業施策
- ・足利再生プラン
- ・行政経営改革
- ・市の無形文化財である八木節

みらいクラブ代表質問

中島 由美子 議員

- 市長の政治姿勢について
- ・本市に将来展望
- ・「オール足利」の態勢
- ・足利再生のキーワード「産業」
- ・足利再生のキーワード「教育」
- ・足利再生のキーワード「観光」
- ・買ひ物弱者対策
- 予防医療について
- ・風疹ワクチン接種助成事業の推進

公明党議員会代表質問

平塚 茂 議員

- 市長の政治姿勢について
- ・産業の活性化
- ・家庭教育と道徳教育
- ・観光施策
- ・道の駅建設
- ・競馬場跡地活用
- ・足利簡易保険総合レクリエーションセンター予定地跡地の利用

この頁は取りはずして使用してください。

足利市議会基本条例を 制定しました

市民に開かれた議会運営を推進

この条例は、市議会の基本理念・基本方針、市議会が果たすべき役割や議員の責務を定めたものです。

- 足利市議会基本条例は平成25年6月19日から施行します。
- 今後、条例に盛り込んだ内容を実現するための基準を定め、具体的活動を推進します。
- 足利市議会ホームページでも条例文を閲覧できます。

条例制定の背景

足利市議会では、地方分権の進展に伴い、市議会の責務が大きくなる中、「市民から信頼される議会」「市民に開かれた議会」「市民参加を推進する議会」を目指すため、「足利市議会基本条例」を制定しました。

この条例は、議長の諮問機関である足利市議会改革推進協議会の検討項目として取り上げられ、同協議会の専門部会として立ち上げられた「条例部会」において検討を重ね、市議会における最高規範として、平成25年6月19日の本会議において可決され成立しました。

条例の特徴

○足利市議会の最高規範である
 足利市議会の最高規範である

条例として、更なる議会改革を遂行します。

○議員相互間の自由討議

議員相互間の自由討議を促進し、条例、意見書等の議案提出を積極的に行えるよう努めます。

○情報提供、情報公開等

議会活動について積極的に情報を提供し、市民との情報共有に努めます。

○議会報告会

市民に議会活動や市政の情報を提供し、意見を交換する場として議会報告会を開催します。

足利市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び委員会等の運営（第2条―第8条）

第3章 議員の責務及び活動（第9条―第13条）

第4章 市民と議会の関係（第14条―第19条）

第5章 市長等と議会及び議員の関係（第20条―第24条）

第6章 議員定数及び議員報酬（第25条―第26条）

第7章 議会の補助的機構等（第27条―第28条）

第8章 最高規範性及び検証（第29条―第30条）

附則

前文

足利市議会（以下「議会」という。）は、足利市民（以下「市民」という。）に選ばれた足利市

議会議員（以下「議員」という。）で構成する代表機関であり、同じく市民に選ばれた足利市長（以下「市長」という。）とともに市民の意思を代弁する責務を負っている。これら二つの代表機関は、ともに市民の信託を受けて活動し、議会は多数数による合議制の議事機関として、二元代表制の一翼を担い市民福祉の向上及び市勢の伸展に努めなければならぬ。

そのために、議会は、その責務を自覚して、行政に対する監視機能及び立法機能を十分発揮し、最良の意思決定を行うため、地方自治の本旨の実現を使命とし、自治体の自立に対応できる議会へと自ら改革するものである。

さらに、議会は、この自己変革にあたり、市民の多様な意見を把握するため、これまで以上に公平、公正かつ透明な議会運営や開かれた議会づくりを推進し、広く情報の提供と共有化を図りながら、市民の積極的な参加を求めていくよう努めなければならない。

議会は、平成10年から議会改革推進協議会を設置し、以後積極的に議会改革の取組を進めてきたが、これまで以上に不断の努力を積み重ねることにより更なる改革を遂行し、市民から信頼される議会、市民に開かれた議会及び市民参加を推進する議会を目指すべく、ここに議会の最高規範としての足利市議会基本条例を制定するものである。